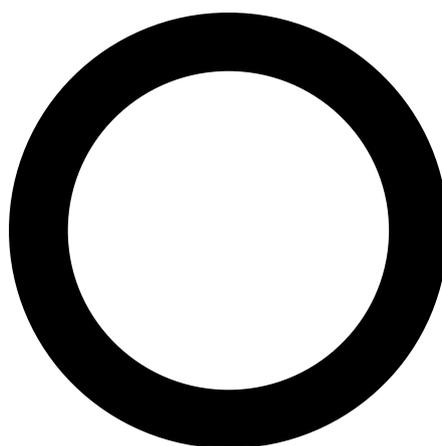


見直し部分_____ (内容変更・追加事項)

農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想(案)



令和5年〇月

前橋市

目 次

前橋市農業経営基盤強化促進基本構想の概要	1
第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	2
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	7
第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき 農業経営の指標	3 5
第3 <u>第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項</u>	<u>4 7</u>
第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する 目標 <u>その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項</u>	<u>4 9</u>
第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	<u>5 1</u>
1 <u>法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の 区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項</u>	<u>5 1</u>
2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準 その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	<u>5 1</u>
3 農作業の受委託の促進に関する事項	<u>5 4</u>
第6 その他	<u>5 5</u>

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 地域農業の概要

本市は、群馬県の中央部よりやや南に位置し、東京から北西約100kmの地点にあり、東西約20km、南北約27km、総面積311.59km²で、標高64mから1,828mと、高低差に富むものとなっている。自然条件としては、関東平野の最北端に位置し、市の北西に連なる赤城・榛名の山岳を擁するため、夏季の雷雨、冬季の季節風など、気象変化に富み、年間降水量の比較的少ない内陸性気候の強い地域である。また、地形は、市北部の赤城山（黒檜山）の山頂付近から中腹にかけて森林が続き、中腹からは南面にゆるやかな傾斜をなしており、市の中央部から南部にかけては海拔100m前後の関東平野の平坦地が連なり、低位部には沖積層が、その高位部には洪積層が展開している。

本市の農業は、赤城南麓及び榛名東麓の立地条件を活かし、利根川水系の恵まれた水利を活用して、古くから米麦、養蚕が基幹作目として営まれてきた。

昭和30年代以降には、農業構造改善政策の推進により、土地基盤の整備とともに農業施設等の近代化が進み、立地条件や農畜産物の需給動向を背景とした畜産や施設園芸等の専業経営や複合経営の規模拡大が進められ、地域の特色を活かした多様な農畜産物を生産し、首都圏への重要な食料供給基地として大きな役割を果たしている。

近年では、畜産が盛んに営まれるほか、施設園芸等においては認定農業者が中心となり、土地利用型農業では集落営農法人が大型機械化により米麦を中心に、野菜を加えた効率的かつ生産性の高い農業を実践し、地域農業を支えている。

2 課題

本市の農業構造は、農業就業人口の高齢化及び減少が続くとともに、後継者のいない農家が増加しており、今後さらに農家戸数の減少が見込まれることから、多様な担い手の確保・育成が課題となっている。また、このことが遊休農地の増大や農業用施設の遊休化を引き起こしており、併せて解決しなければならない課題である。

国内の各地では、農畜産物や加工品をブランド化して差別化を図り、付加価値の高い販売を目指す動きが活発となってきているため、産地間での競争が激しさを増している。本市も消費者に選ばれる産地を目指して、良質で安全・安心な農畜産物を生産し、高付加価値で販売できるよう生産者や各関係団体等と連携していかなければならない。

3 効率的かつ安定的な農業経営の目標

このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択され魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（令和12年）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体を育成することとする。

具体的な経営の指標は、本市及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり470万円程度、1経営体当たり760万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり1,750～2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

4 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標

本市農業の持続的な発展を図るためには、新たな農業の担い手の存在が不可欠であり、農家子弟や農外からの新規参入者、雇用就農者等の意欲ある担い手を確保・育成することとする。

具体的な労働時間や農業所得に関する数値目標は、本市及び県内の他産業従事者や優良な農業経営の事例と相応する年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり1,750～2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度、すなわち主たる農業従事者1人当たり250万円程度、1経営体当たり360万円程度）を目標とする。

5 担い手確保に向けた取り組み

本市では、上記3及び4の目標を達成するため、農業経営を取り巻く環境や基本的条件を考慮しながら、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長することを旨として、農業経営基盤強化促進事業やその他の措置を総合的に実施する。

(1) 認定農業者の確保・育成

自らの創意工夫に基づき、効率的かつ安定的な農業経営に向けて経営改善を進めようとする者については、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条に基づく「認定農業者制度」を活用し認定する。また、国や県と連携し、複数の自治体をまたいで営農する農業者へ、広域認定への切り替えを推進する。認定後は、農業者自らが作成した農業経営改善計画に基づく規模拡大、生産方式の合理化等の改善計画に向けた取組を関係機関と連携し支援する。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

県及び前橋市農業協同組合（以下「市農協」という。）と連携して就農にあたっての様々な相談に対応し、新たに農業経営を営もうとする青年等を確保する。就農相談から営農定着の段階まできめ細やかな支援で新規の就農者を育成するため、農地の確保については農地中間管理機構等を通じた貸し借りを支援し、農業技術や経営面については体系的な研修機会の提供を行うなど、総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

(3) 集落営農法人の運営支援

法人化した集落営農組合が農地の受け皿として地域農業の発展や推進に大きく寄与しているため、効率的かつ安定的な農業経営体として持続的に発展していけるよう支援する。具体的には、農地の集積・集約化による経営規模の拡大や、米麦に野菜を加えた複合経営を推進し、さらに大型機械やスマート農業関連機器導入費、大型特殊車免許取得費補助の拡充を図るとともに必要な研修及び情報提供をすることで法人の運営を支援する。また、法人運営の人材確保に向けて国や県が行う雇用確保対策や専修学校等との連携を推進する。

(4) 多様な担い手の確保・育成

就農人口が減少している状況下で、女性の農業参画は重要性を増していくことが考えられる。家族経営協定の締結や、農業経営改善計画の共同申請を推進するなど、女性が農業の担い手となるよう促進する。

また、企業による農業参入や農福連携、さらに小規模な兼業農家や生きがい農業を行う高齢農家など多様な農業経営体による地域資源の維持管理や農村コミュニティの維持など法やその他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化を図る。

(5) 実質化された人・農地プラン及び地域計画の活用

高齢化や後継者不足、遊休農地の増加などが加速している中、今後の地域農業のあり方をまとめた「実質化された人・農地プラン」及び策定予定の「地域計画」により、農業者や関係機関で地域の話合いを定期的に行いながら情報共有を図り、地域農業の担い手を確保するとともに、中心経営体への農地集積・集約化を促進する。

(6) 農地の有効利用の促進

農地の利用に関して、農業経営の規模拡大や集約化、新たに農業を営もうとする者が農地を利用しやすい環境の整備など、地域農業の生産性を向上させるために農地中間管理機構を最大限活用する。また、担い手へ農地集積・集約化を図ることで遊休農地の発生防止や解消を進め、地域における農地利用を最適化する。

農地中間管理機構の活用は、遊休農地対策検討会に併せ、人・農地プラン及び地域計画の定期的な見直しと連動させることで効率化を図る。

6 農畜産物の生産振興に関する取組

本市では、豊かな自然環境を活かして様々な農畜産物が生産され、県内や首都圏への重要な食料供給基地として大きな役割を果たしている。消費者は、安全・安心で高品質な農畜産物の生産・供給を求めており、これらを踏まえた生産振興を行うことで高付加価値での販売を目指し、農業所得の向上を図っていく。

(1) 水田農業の振興

水田は、平坦地から中山間地まで広範囲に分布し、主食用米、麦との二毛作を中心に、大豆、飼料作物を組み合わせた水田の有効活用が展開されている。

前橋市農業再生協議会が作成した水田収益力強化ビジョン等で定めた作物ごとの取組方針に沿った推進をする。

特に主食用米の需要減が見込まれることから、飼料用米を転作作物の中心作物に位置付け、推進を図る。

また、水稻の裏作物として麦や飼料作物等の作付拡大を検討し、実需者の需要に応じた生産を行う。

(2) 園芸作物の振興

野菜や果樹、花きの園芸作物については、それぞれの担い手の経営規模や栽培形態に即した支援を行う。機械や施設導入支援等を通して生産の効率化やコスト削減を図り、農業経営の安定化を目指す。

また、消費者のニーズを捉えて、安定した品質の園芸作物を生産振興することで、選ばれる産地を目指し農業所得の向上を目指す。加えて、地域ブランドを維持・発

展または新規に創出するなど、付加価値の高い販売につなげるよう支援する。

(3) 畜産の振興

畜産は、本市の農業産出額の6割を占めており、重要な基幹作目である。近年では、農家戸数こそ減少しているものの、法人の大規模化が進んでおり飼養頭数は横ばいで推移している。

このような中で、優良な家畜の導入や堆肥利用のための機械導入等に支援を行うとともに、生産効率が高い飼養方法に関する情報を収集し普及していく。また、飼料用作物の増産を図るため、コントラクターの参画・育成を促進し、併せて耕畜連携の推進を行う。

7 ブランド化や流通販売の促進に関する取組

本市では、農業者の所得向上に結びつけるため、農業者等が地域資源を活用して行う加工や販売を積極的に後押ししてブランド化を推進していく。また、他産業との連携による商品開発や需要開拓など、新たな経営の展開を促進する。

(1) 農産物・加工品のブランド化

地産地消の推進と食の安全・安心の確保、前橋産農畜産物の消費拡大を目的として「赤城の恵ブランド認証制度」を実施している。高品質な農産物や加工品として市内外に認識されるよう認証制度の運用を行うとともに、消費者が「欲しい」、「贈り物に使いたい」と思うような認証品となるよう必要な支援を実施する。また、農業者自身が加工や販売まで行う6次産業化の取組に対する支援のほか、農商工連携による食品製造業者等とのマッチングを行う。

(2) 流通販売

多様化する流通状況を踏まえ、需要単位に応じた販促活動を実施する。大口需要の中心となる市場出荷については、トップセールス等首都圏主要市場におけるPR活動を効果的に行うとともに、新道の駅「まえばし赤城」における直売所等での販売にも対応し、前橋産農畜産物の更なる認知度の向上及び取扱量の維持・拡大を図る。小口需要については、販路拡大意欲のある農業者と市内外の飲食店等のマッチングを積極的に行い、インターネットやSNS等を活用した販売手法への展開を推進する。

また、人口減少により縮小する国内市場状況を踏まえ、海外市場への展開を目指す農業者に対し、情報提供や輸出業者の紹介など、必要な支援を県と連携して実施する。

8 推進体制

本市では、前橋市農業委員会（以下「市農業委員会」という。）、群馬県中部農業事務所（以下「中部農業事務所」という。）、市農協等で組織する前橋市担い手育成総合支援協議会（以下「市担い手協」という。）において、農業の将来展望を明確にするため、各専門分野のプロジェクトチームの編成により徹底した話し合いを行う。

また、農業者が経営発展のため資金を必要とするときには、適切な資金計画の下で施設等への投資を行えるよう、株式会社日本政策金融公庫前橋支店や市農協の融資担当者

等による相談、助言が受けられるようにする。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示した目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

No.	営農類型	経営規模	経営形態
1	水稲+麦	水稲1,200a、小麦1,200a	個別経営
2	水稲+麦+露地野菜	水稲600a、小麦1,000a、苜蓿(秋冬どり)60a	〃
3	酪農(つなぎ飼い飼養)	経産牛50頭、育成牛23頭、飼料作物400a	〃
4	酪農(放し飼い飼養)	経産牛120頭、育成牛60頭、飼料作物500a	〃
5	肉用牛	肥育牛320頭(交雑種)	〃
6	養豚	繁殖雌豚150頭、繁殖雄豚12頭	〃
7	養鶏	採卵鶏23,000羽	〃
8	施設野菜Ⅰ(キュウリ)	キュウリ(促成、抑制)30a	〃
9	施設野菜Ⅱ(トマト)	トマト(長期どり)32a	〃
10	施設野菜Ⅲ(イチゴ)	イチゴ(促成・土耕)20a、イチゴ(促成・高設)10a	〃
11	施設野菜Ⅳ(その他)	ミツバ(水耕)40a	〃
12	施設野菜Ⅴ(ナス+キュウリ:無加温)	半促成ナス33a、抑制キュウリ33a	〃
13	露地野菜Ⅰ(苜蓿+キャベツ)	苜蓿(夏秋どり)50a、苜蓿(秋冬どり)80a、キャベツ(冬どり)40a	〃
14	露地野菜Ⅱ(ブロッコリー+ホウレンソウ+エダマメ+タマネギ)	ブロッコリー100a、ホウレンソウ70a、エダマメ80a、タマネギ80a	〃
15	露地野菜Ⅲ(その他)	ナス30a、苜蓿(秋冬どり)70a	〃
16	果樹	ナシ100a	〃
17	施設花き	バラ(周年)40a	〃
18	露地花き	枝物(ハナモト)160a、枝物(ヤナギ類)500a、ユキクサ30a	〃
19	施設鉢物	シクラメン20a、カーネーション20a	〃
20	菌茸+露地野菜	シイタケ20,000本、露地ナス20a	〃
21	酪農+水稲	経産牛30頭(つなぎ飼い飼養)、育成牛13頭、水稲100a、飼料作物300a	〃
22	肉用牛+水稲	繁殖和牛50頭、水稲400a、飼料作物800a	〃
23	施設野菜+水稲	イチゴ(促成・土耕)30a、水稲200a	〃
24	露地野菜+養蚕	ホウレンソウ100a、養蚕30箱	〃
25	水田作協業Ⅰ(水稲+麦+大豆)	水稲1,800a、小麦3,000a、大豆1,200a	組織経営
26	水田作協業Ⅱ(水稲+麦+露地野菜)	水稲2,800a、小麦3,000a、ブロッコリー200a	〃
27	水田作協業Ⅲ(水稲+麦+飼料イネ)	水稲1,800a、小麦3,000a、飼料イネ(WCS)1,200a	〃

[個別経営体]

営農類型：No.1 水稻＋麦

経営規模	生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様等
<p><作付面積> 水稻 1,200a 小麦 1,200a</p> <p><経営面積> 1,200a (うち800aは通年借地)</p> <p><目標収量> 水稻 500kg/10a 小麦 450kg/10a</p>	<p><資本装備> ○建物、施設 ・作業舎 100㎡ (鉄骨・スレート) ・格納庫 100㎡</p> <p>○機械、車両等 ・自脱型コンバイン(5条)1台 ・トラクター(30ps) 1台 ・トラクター(50ps) 1台 ・ロータリー(1.8m) 1台 ・ロータリー(2.2m) 1台 ・ドライブハーロー(3.5m) 1台 ・トリルシッター(2.2m) 1台 ・プラソイター(3連) 1台 ・ライムソワー(1.8m) 1台 ・コンバイントレーラー 1台 ・田植機(6条) 1台 ・播種プラント 一式 ・プロトキャスト(800L)1台 ・乗用管理機 1台 (500L スプレー付) ・乾燥機(33石) 3台 ・糶摺機(5インチ) 1台 ・畦塗機 1台 ・トラック(2t) 1台 ・軽トラック 1台</p>	<p><その他> ・側条施肥田植機の利用により施肥作業の省力化と削減</p> <p>・水稻は箱施用剤と省力型除草剤利用により、防除回数削減と省力化</p> <p>・水稻、麦の乾燥調製は共同乾燥調製(貯蔵)施設を50%利用</p>	<p>・簿記記帳による経営収支の把握とコスト削減</p> <p>・青色申告の実施</p> <p>・雇用労働力の安定確保</p> <p>・農地集積による団地化</p> <p>・地域内農家との連携を深め、借地経営としての安定性を確保</p> <p>・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減</p>	<p>・家族労働力 2人 ・雇用労働力 1人</p> <p>・雇用労働力の活用による労働時間の適正化</p> <p>・チェックリストに基づく労働安全の確保</p> <p>・家族経営協定の締結</p>

〔個別経営体〕

営農類型：No.2 水稻＋麦＋露地野菜（社） 複合

経営規模	生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様等
<p><作付面積> 水稻 600a 小麦 1,000a 社（秋冬どり） 60a</p> <p><経営面積> 1,060a （借地を基本とする）</p> <p><目標収量> 水稻 500kg/10a 小麦 450kg/10a 社（秋冬どり） 4,000kg/10a</p>	<p><資本装備> ○建物、施設 ・作業舎 100㎡ （鉄骨・スレート） ・格納庫 100㎡ ・育苗ハウス 150㎡</p> <p>○機械、車両等 ・自脱型コンバイン(5条)1台 ・トラクター(30ps) 1台 ・トラクター(50ps) 1台 ・ローター(1.8m) 1台 ・ローター(2.2m) 1台 ・ドライブハー(3.5m) 1台 ・トリリンター(2.2m) 1台 ・プラソイター(3連) 1台 ・ライムソワ(1.8m) 1台 ・コンバイントレー 1台 ・田植機(6条) 1台 ・乾燥機(33石) 2台 ・糶摺機(5インチ) 1台 ・畦塗機 1台 ・培土専用機 1台 ・振動式掘取機 1台 ・根葉切り皮むき器 （コンプレッサ付） 1台 ・動力噴霧機 （50L/分） 1台 ・保冷庫 1台 ・管理機(7ps) 1台 ・トラック(2t) 1台 ・軽トラック 1台</p>	<p><その他> ・水稻・麦の乾燥調製は共同乾燥調製(貯蔵)施設を50%利用 ・水稻は箱施用剤と省力型除草剤利用により、防除回数削減と省力化 ・社は、連結紙筒苗と簡易移植機利用により、定植作業の省力化 ・藁類は全量鋤込みにより土壌還元又は畜産農家への供給による連携 ・優良堆肥の施用、減化学肥料、減農薬の推進</p>	<p>・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・青色申告の実施 ・雇用労働力の安定確保 ・パソコン活用による部門別経営管理の実施 ・労力に見合った計画出荷の実施 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減 ・良質堆肥と有機質肥料を主体とした施肥による生産の安定化</p>	<p>・家族労働力 3人 ・雇用労働力 3人 ・定期的な休日の確保 ・雇用労働力の活用による労働時間の適正化 ・チェックリストに基づく労働安全の確保 ・家族経営協定の締結</p>

〔個別経営体〕

営農類型：No.3 酪農専作（つなぎ飼い飼養）

経営規模	生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様等
<p><飼養頭数> 経産牛 50頭 育成牛 23頭</p> <p><飼料作物> 作付実面積 800a (飼料自給TDN 35%以上)</p> <p><経営面積> 飼料作物 400a (トウモロコシ、イタリアンライ グラス等)</p> <p><目標収量> 一頭あたり年間 産乳量 9,500kg</p>	<p><資本装備> つなぎ飼い・ハイラインミル 方式</p> <p>○建物、施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成牛舎(鉄骨) ・育成舎(鉄骨) ・飼料庫・格納庫(木造) ・堆肥舎(鉄骨) ・サイロ(コンクリート) ・搾乳施設(ハイライン) ・乳牛(ホルスタイン) <p>○機械、車両等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(50ps) 1台 ・トラクター(80ps) 1台 ・ローター(2.0m) 1台 ・ローター(2.4m) 1台 ・飼料作物栽培作業機械(プラウ等) 各1台 ・飼料作物収穫作業機械(ハーベスター等) 各1台 ・バキュームカー(6KL) 1台 ・ホイルローダー(0.5 m³) 1台 ・ダンプトラック(2t) 2台 	<p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・粗飼料自給を基本とする資源循環型の経営 ・経営体周辺への飼料畑の集積 ・家畜排せつ物の堆肥化と利用の促進 ・粗飼料・濃厚飼料の分離給与方式 ・飼料作物生産の機械利用共同方式 ・計画的肉畜生産(F1) ・受精卵移植技術による高能力牛確保 ・育成牛の牧場委託育成 ・家畜排せつ物の適正管理及び畜舎内外の環境美化と臭気対策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底 ・青色申告の実施 ・雇用労働力の安定確保 ・パソコン活用による経営分析 ・牛群検定の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族労働力 3人 ・雇用労働力 1人 ・ヘルパーの活用による休日制の導入 ・雇用労働力の活用による労働時間の適正化 ・チェックリストに基づく労働安全の確保 ・家族経営協定の締結

〔個別経営体〕

営農類型：No.4 酪農専作（放し飼い飼養）

経営規模	生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様等
<p><飼養頭数> 経産牛 120頭 育成牛 60頭</p> <p><飼料作物> 作付実面積 1,500a (飼料自給TDN 35%以上)</p> <p><経営面積> 飼料作物 500a (トウモロコシ、イタライ グラス等)</p> <p><目標収量> 一頭当たり年間 産乳量10,000kg</p>	<p><資本装備> フリーストール・ミルクパ ーラー方式</p> <p>○建物、施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フリーストール牛舎(鉄骨) ・搾乳舎(鉄骨) ・育成舎(木造) ・乾乳舎(鉄骨) ・分娩舎(鉄骨) ・堆肥舎(鉄骨) ・車庫(鉄骨) ・倉庫(鉄骨) <p>○サイロ(コンクリート)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳牛(ホルスタイン) <p>○機械、車両等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(85ps) 1台 ・トラクター(100ps) 1台 ・ローター(2.4m) 2台 ・ショベルローター(0.4 m³) 1台 ・飼料作物栽培作業機械(プランター等) 各1台 ・飼料作物栽培作業機械(プラウ等) 各1台 ・飼料作物収穫作業機械(ロールバレー等) 各1台 ・フォーレージハーベスター(2条) 1台 ・コンクリートミキサー(12m³) 1台 ・バルククーラー(9 m³) 1台 ・ダンプトラック(2t) 2台 	<p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・粗飼料自給を基本とする資源循環型の経営 ・経営体周辺への飼料畑の集積 ・計画的肉畜生産(F1) ・家畜排せつ物の堆肥化と利用の促進 ・粗飼料・濃厚飼料の分離給与方式 ・飼料作物生産の機械利用共同方式 ・受精卵移植技術による高能力牛確保 ・育成牛の牧場委託育成 ・家畜排せつ物の適正管理及び畜舎内外の環境美化と臭気対策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底 ・青色申告の実施 ・雇用労働力の安定確保 ・パソコン活用による経営分析 ・牛群検定の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族労働力 3人 ・雇用労働力 2人 ・ヘルパーの活用による休日制の導入 ・雇用労働力の活用による労働時間の適正化 ・チェックリストに基づく労働安全の確保 ・家族経営協定の締結

[個別経営体]

営農類型：No.5 肉用牛専作（交雑種肥育）

経営規模	生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様等
<飼養頭数> 肥育牛 320頭 (交雑種) <目標収量> 素牛導入月齢 1.7か月 素牛導入体重 86kg 出荷月齢 27.2か月 出荷体重 780kg 枝肉重量 476kg 肥育期間 事故率 2% DG 0.95kg	<資本装備> 群飼育・自動給餌体系 ○建物、施設 ・牛舎(鉄骨) ・哺育舎 ・飼料庫 ・カ ^ク 庫 ・格納庫 ・堆肥化施設 ○機械、車両等 ・ショベルローダー(0.4 m ³) ・カッター ・送風機 ・ダンプトラック(2t) ・軽トラック	<その他> ・スモールで導入、 育成後肥育の 経営 ・飼養管理方法 は踏み込み式 (カ ^ク 等)で の牛房群飼方 式 ・家畜排せつ物 の適正管理及 び畜舎内外の 環境美化と臭 気対策の実施	・複式簿記記帳によ る経営収支の把握 と資金管理の徹底 ・青色申告の実施 ・雇用労働力の安定 確保 ・パソコンによる飼料 給与設計 ・市況情報管理	・家族労働力 2人 ・雇用労働力 1人 ・定期的な休日の確 保 ・雇用労働力の活用 による労働時間の 適正化 ・チェックリストに基づ く労働安全の確保 ・家族経営協定の締 結

〔個別経営体〕

営農類型：No.6 養豚専作（繁殖肥育一貫）

経営規模	生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様等
<p>＜飼養頭数＞ 繁殖雌豚 150頭 雄豚 12頭</p> <p>＜目標収量＞ 年間分娩回数 2.23回 離乳頭数 10.09頭/腹 出荷時日齢 170日 出荷時体重 120kg 枝肉重量 78kg 年間1母豚当 出荷頭数 22.24頭 上物率 60%以上</p>	<p>＜資本装備＞ ○建物、施設 ・母豚舎(ストール) ・種豚舎(種雄、交配)(ストール) ・分娩舎(開放式) ・育成舎(開放式) ・離乳・子豚舎(ウインドレス) ・肥育舎(開放式) ・堆肥化施設(密閉縦型) ・尿処理施設(活性汚泥) ・繁殖豚</p> <p>○機械、車両等 ・ショベルローダー(0.4 m³) 1台 ・バキュームカー 1台 ・自動給餌機 1台 ・ダンプトラック(2t) 2台 ・軽トラック 1台</p>	<p>＜その他＞ ・LW×Dの三元交雑による繁殖肥育一貫飼育 ・分娩・離乳豚舎はウインドレス ・肥育豚舎はセミウインドレス式または開放式 ・分娩は無看護方式 ・自動飼料給与システム ・糞は完熟堆肥化 ・尿は法定基準浄化で河川放流 ・家畜排せつ物の適正管理及び畜舎内外の環境美化と臭気対策の実施</p>	<p>・複式簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底 ・青色申告の実施 ・雇用労働力の安定確保 ・パソコンによる経営管理 ・法人化による経営基盤の強化 ・繁殖成績管理 ・肥育成績管理</p>	<p>・家族労働力 2人 ・雇用労働力 2人</p> <p>・定期的な休日の確保 ・雇用労働力の活用による労働時間の適正化 ・チェックリストに基づく労働安全の確保 ・家族経営協定の締結</p>

[個別経営体]

営農類型：No.7 養鶏専作（採卵鶏）

経営規模	生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様等
<p><飼養羽数> 採卵鶏 23,000 羽</p>	<p><資本装備> ○建物、施設 ・育雛舎 （木造平屋） ・育成舎 （木造平屋） ・成鶏舎 （木造平屋） ・鶏卵収納庫 ・倉庫 ・ふん乾施設</p> <p>○機械、車両等 ・自動給餌機 1台 ・高圧洗浄機 1台 ・配餌車(200kg) 4台 ・除糞機(250kg) 1台 ・集卵車(2段) 2台 ・運搬車(500kg) 1台 ・エッグクーラー(5万羽) 1台 ・シヨベルローター(0.4 m³) 1台 ・ダンプトラック(2t) 1台</p>	<p><その他> ・育成は自家育成 ・成鶏はケージ式 ・鶏糞は乾燥して販売 ・収卵作業 3回/日 ・家畜排せつ物の適正管理及び畜舎内外の環境美化と臭気対策の実施</p>	<p>・複式簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底 ・青色申告の実施</p>	<p>・労働力 2人 ・定期的な休日の確保 ・チェックリストに基づく労働安全の確保</p>

[個別経営体]

営農類型：No.8 施設野菜Ⅰ（キュウリ専作）

経営規模	生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様等
<p><作付面積> 施設キュウリ 促成 30a 抑制 30a</p> <p><経営面積> 30a</p> <p><目標収量> 促成キュウリ 16,000kg/10a 抑制キュウリ 6,000kg/10a</p>	<p><資本装備> ○建物、施設 ・作業舎(鉄骨・スレート) 100㎡ ・エコミーハウス(鉄骨・硬質フィルム) 3,000㎡ ・重油タンク、防油堤 1.8KL×3基</p> <p>○機械、車両等 ・トラクター(25ps) 1台 ・ロータリー(1.5m) 1台 ・暖房機(300坪用) 3台 ・管理機(7ps) 1台 ・動力噴霧機(30L/分) 1台 ・トラック(1t) 1台 ・軽トラック 1台</p>	<p><その他> ・深耕の実施、有機質肥料を主体とした施肥による土づくりで、ブランド品として有利販売</p> <p>・購入苗の利用による育苗労力の省力化</p> <p>・つる下ろし栽培による品質向上</p> <p>・収穫台利用、自動化装置の導入による労働環境の改善</p> <p>・選果場の活用による省力化</p> <p>・地域有機物資源活用による土作り</p>	<p>・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減</p> <p>・青色申告の実施</p> <p>・雇用労働力の安定確保</p> <p>・キュウリの出荷規格の簡素化と平箱コンテナによる定数詰め出荷</p> <p>・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減</p> <p>・良質堆肥と有機質肥料を主体とした施肥による生産の安定化</p>	<p>・家族労働力 4人 ・雇用労働力 1人</p> <p>・定期的な休日の確保</p> <p>・雇用労働力の活用による労働時間の適正化</p> <p>・快適な作業環境の整備</p> <p>・チェックリストに基づく労働安全の確保</p> <p>・家族経営協定の締結</p>

[個別経営体]

営農類型：No.9 施設野菜Ⅱ（長期どりトマト専作）

経営規模	生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様等
<p><作付面積> 施設トマト 長期どり 32a</p> <p><経営面積> 32a</p> <p><目標収量> 長期どりトマト 20,000kg/10a</p>	<p><資本装備> ○建物、施設 ・作業舎(鉄骨・スレート) 100 m²</p> <p>・エコミニーハウス(鉄骨・硬質フォーム) 3,200 m²</p> <p>・重油タンク、防油堤 1.8KL×3基</p> <p>○機械、車両等 ・トラクター(25ps) 1台 ・ロータリー(1.5m) 1台 ・暖房機(300坪用) 3台 ・管理機(7ps) 1台 ・動力噴霧機(30L/分) 1台 ・トラック(1t) 1台 ・軽トラック 1台</p>	<p><その他> ・購入苗利用による育苗の省力化</p> <p>・減化学肥料・減農薬栽培</p> <p>・受粉ハチ利用による作業の省力化・高品質化</p>	<p>・簿記記帳による経営収支の把握とコスト削減</p> <p>・青色申告の実施</p> <p>・雇用労働力の安定確保</p> <p>・高品質生産技術を確立しブランド品としての有利販売の実現</p> <p>・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減</p> <p>・良質堆肥と有機質肥料を主体とした施肥による生産の安定化</p>	<p>・家族労働力 3人 ・雇用労働力 1人</p> <p>・定期的な休日の確保</p> <p>・雇用労働力の活用による労働時間の適正化</p> <p>・快適な作業環境の整備</p> <p>・チェックリストに基づく労働安全の確保</p> <p>・家族経営協定の締結</p>

〔個別経営体〕

営農類型：No.10 施設野菜Ⅲ（イチゴ専作）

経営規模	生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様等
<p><作付面積> 施設イチゴ (促成・土耕) 20a (促成・高設) 10a</p> <p><経営面積> 30a</p> <p><目標収量> 施設イチゴ (促成・土耕) 5,000kg/10a 施設イチゴ (促成・高設) 5,500kg/10a</p>	<p><資本装備> ○建物、施設 ・作業舎(鉄骨・スレート) 50 m² ・鉄骨ハウス(硬質フィルム) 3,000 m² ・高設システム 1,000 m² ・パイプハウス 400 m² ・重油タンク、防油堤 1.8KL×3基</p> <p>○機械、車両等 ・トラクター(25ps) 1台 ・ロータリー(1.5m) 1台 ・暖房機(300坪用) 3台 ・動力噴霧機(30L/分) 1台 ・畝立機 1台 ・軽トラック 1台</p>	<p><その他> ・栽培管理の省力化及び自動化 ・ウイルスフリー優良株の専用親株床の設置と夜冷 ・ポット育苗など、花芽分化促進技術の導入</p>	<p>・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・青色申告の実施 ・雇用労働力の安定確保 ・良質堆肥と有機質肥料を主体とした施肥による生産の安定化 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減</p>	<p>・家族労働力 3人 ・雇用労働力 1人 ・定期的な休日の確保 ・雇用労働力による労働時間の適正化 ・快適な作業環境の整備 ・チェックリストに基づく労働安全の確保 ・家族経営協定の締結</p>

[個別経営体]

営農類型：No.11 施設野菜Ⅳ（その他）

経営規模	生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様等
<p><作付面積> 施設ミツハ 水耕 40a</p> <p><経営面積> 40a</p> <p><目標収量> 水耕ミツハ 12,000kg/10a</p>	<p><資本装備> ○建物、施設 ・作業舎(鉄骨・スレート) 100 m²</p> <p>・鉄骨ハウス 4,000 m² ・ハウス内カーテン(遮光・保温) 4,000 m²</p> <p>・井戸 1 基 ・養液プラント 4,000 m² ・貯油タンク、防油堤 1.8KL×4 基</p> <p>○機械、車両等 ・暖房機(300坪用) 4 台 ・動力噴霧機 (30L/分) 1 台 ・保冷库(1.5坪) 1 台 ・軽トラック 1 台 ・トラック(1t) 1 台</p>	<p><その他> ・遮光、遮熱、保温加湿施用による生育促進</p>	<p>・簿記記帳による経 営収支の把握とコスト節減</p> <p>・青色申告の実施</p> <p>・雇用労働力の安定確保</p>	<p>・家族労働力 3 人 ・雇用労働力 2 人</p> <p>・定期的な休日の確保</p> <p>・雇用労働力による労働時間の適正化</p> <p>・快適な作業環境の整備</p> <p>・チェックリストに基づく労働安全の確保</p> <p>・家族経営協定の締結</p>

[個別経営体]

営農類型：No.12 施設野菜Ⅴ(半促成ナス・抑制キュウリ等)

経営規模	生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様等
<作付面積> 半促成ナス 33a 抑制キュウリ 33a <経営面積> 33a <目標収量> 半促成ナス 7,000kg/10a 抑制キュウリ 6,000kg/10a	<資本装備> ○建物、施設 ・農作業場 100 m ² ・パイプハウス 3,300 m ² ・貯油タンク、防油堤 1.8KL×2基 ○機械、車両等 ・トラクター(25ps) 1台 ・ロータリー(1.5m) 1台 ・暖房機 3台 ・管理機(7ps) 1台 ・動力噴霧機(30L/分) 1台 ・梱包機 1台 ・軽トラック 2台	<その他> ・ナス、キュウリは購入苗利用による育苗作業の省力化を図る ・受粉ハチ利用による受粉作業の省力化を図る ・選果場の活用による省力化を図る	・雇用労働力の安定確保 ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・青色申告の実施 ・雇用労働力の安定確保 ・良質堆肥と有機質肥料を主体とした施肥による生産の安定化	・家族労働力 3人 ・雇用労働力 1人 ・定期的な休日の確保 ・雇用労働力の活用による労働時間の適正化 ・快適な作業環境の整備 ・チェックリストに基づく労働安全の確保 ・家族経営協定の締結

〔個別経営体〕

営農類型：No.13 露地野菜Ⅰ（社[〃]＋キャベツ）

経営規模	生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様等
<作付面積> 社 [〃] （夏秋どり） 50a 社 [〃] （秋冬どり） 80a キャベツ（冬どり） 40a	<資本装備> ○建物、施設 ・農作業場 100㎡ ・育苗用ハウス 200㎡ ○機械、車両等 ・トラクター(30ps) 1台 ・ロータリー(2.0m) 1台 ・ライムソー(1.8m) 1台 ・サブソイラー(1本爪) 1台 ・振動式掘取機 1台 ・ベストロボ(根葉切り皮むき機) 1台 ・コンプレッサー(10ps) 1台 ・管理機(7ps) 2台 ・社 [〃] 専用培土機 1台 ・動力噴霧機(50L/分) 1台 ・簡易移植機 1台 ・プラソイラー 1台 ・半自動移植機(1条) 3台 ・トラック(2t) 1台 ・軽トラック 1台	<その他> ・社 [〃] は、連結紙筒苗と簡易移植機利用により、定植作業の省力化 ・夏秋社 [〃] と秋冬社 [〃] による計画生産	・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・青色申告の実施 ・雇用労働力の安定確保 ・社 [〃] の周年出荷体系の確立 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減 ・市場情報の収集と計画出荷 ・良質堆肥と有機質肥料を主体とした施肥による生産の安定化	・家族労働力 3人 ・雇用労働力 3人 ・定期的な休日の確保 ・雇用労働力の活用による労働時間の適正化 ・チェックリストに基づく労働安全の確保 ・家族経営協定の締結
<経営面積> 170a				
<目標収量> 社 [〃] （夏秋どり） 3,500kg/10a 社 [〃] （秋冬どり） 4,000kg/10a キャベツ（冬どり） 4,800kg/10a				

〔個別経営体〕

営農類型：No.14 露地野菜Ⅱ (ホウレンソウ+エダマメ+タマネギ+ブロッコリー)

経営規模	生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様等
<作付面積> ホウレンソウ 70a エダマメ 80a タマネギ 80a ブロッコリー 100a	<資本装備> ○建物、施設 ・農作業場 200㎡ ・格納庫 50㎡ ・パイプハウス 50㎡	<その他> ・ホウレンソウは、播種時期をずらし、10～3月にかけて長期出荷 ・エダマメは、有機質肥料を中心としたミセル栽培による有利販売 ・タマネギは、移植機活用 ・ブロッコリーは、セル成型苗育苗と移植機の導入により作業を省力化 ・育苗センター利用による良質苗の確保 ・集出荷場利用による出荷規格の統一	・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・青色申告の実施 ・雇用労働力の安定確保 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減 ・市場情報の収集と計画出荷 ・良質堆肥と有機質肥料を主体とした施肥による生産の安定化	・家族労働力 3人 ・雇用労働力 1人 ・定期的な休日の確保 ・雇用労働力の活用による労働時間の適正化 ・チェックリストに基づく労働安全の確保 ・家族経営協定の締結
<経営面積> 260a	○機械、車両等 ・トラクター(30ps) 1台 ・ロータリー(1.8m) 1台 ・管理機(7ps) 1台 ・動力噴霧機(50L/分) 1台 ・播種機(6条) 1台 ・マメ洗浄機 1台 ・プラソイ(3本爪) 1台 ・予冷库 1.5坪 ・マルチャー 1台 ・ライムソウ(1.8m) 1台 ・タマネギ定植機 1台 ・トラック(2t) 1台 ・軽トラック 1台			
<目標収量> ホウレンソウ 1,200kg/10a エダマメ 600kg/10a タマネギ 6,000kg/10a ブロッコリー 1,200kg/10a				

〔個別経営体〕

営農類型：No.15 露地野菜Ⅲ（その他）

経営規模	生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様等
<作付面積> ハス 30a 社 [〃] (秋冬) 70a <経営面積> 100a <目標収量> ハス 7,000kg/10a 社 [〃] (秋冬どり) 4,000kg/10a	<資本装備> ○建物、施設 ・農作業場 100㎡ ・育苗用ハウス 150㎡ ○機械、車両等 ・トラクター(30ps) 1台 ・ロータリー(1.8m) 1台 ・ライムソー(1.8m) 1台 ・サブソイラー(1本爪) 1台 ・振動式掘取機 1台 ・根葉切り皮むき機 1台 ・マルチャー 1台 ・管理機(7ps) 2台 ・社 [〃] 専用培土機 1台 ・動力噴霧機(50L/分) 1台 ・簡易移植機 1台 ・プラソイラー 1台 ・トラック(1t) 1台 ・軽トラック 1台	<その他> ・購入苗利用、V字仕立てによる高品質生産 ・社 [〃] は、連結紙筒苗と簡易移植機利用により、定植作業の省力化	・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・青色申告の実施 ・雇用労働力の安定確保 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減 ・市場情報の収集と計画出荷 ・良質堆肥と有機質肥料を主体とした施肥による生産の安定化	・家族労働力 3人 ・雇用労働力 1人 ・定期的な休日の確保 ・雇用労働力活用による労働時間の適正化 ・チェックリストに基づく労働安全の確保 ・家族経営協定の締結

[個別経営体]

営農類型：No.16 果樹（ナシ専作）

経営規模	生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様等
<p><作付面積> ナシ 100a</p> <p><経営面積> 樹園地 100a</p> <p><目標収量> ナシ 2,500kg/10a</p>	<p><資本装備></p> <p>○建物、施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ナシ樹 ・ナシ棚 ・多目的防災網 ・防霜ファン ・作業場兼直売所 150㎡ ・格納庫 50㎡ <p>○機械、車両等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(20ps) 1台 ・ロータリー(1.5m) 1台 ・スピートスプレー(500L) 1台 ・マニュアルレタター 1台 ・運搬車 1台 ・乗用草刈機(16ps) 1台 ・選果機 1台 ・保冷库(2坪) 1台 ・軽トラック 1台 	<p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・早生から晩生までの品種構成により収穫、販売期間の延長及び労力の分散を図る ・多目的防災網、かん水施設を設置し、生産の安定と品質向上を図る ・堆肥等有機質による土づくり、天敵・性フェロモン剤等を利用した総合防除を行い、肥料、農薬等の削減 ・選果台等利用による収穫・調製作業の省力化 	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト削減 ・青色申告の実施 ・パソコン利用による顧客のデータ管理 ・直売、宅配便、インターネット利用による多元販売 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族労働力 3人 ・定期的な休日の確保 ・チェックリストに基づく労働安全の確保 ・家族経営協定の締結

[個別経営体]

営農類型：No.17 施設花き（バラ専作）

経営規模	生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様等
<p><作付面積> バラ 40a</p> <p><経営面積> 40a</p> <p><目標収量> 切りバラ 159,000本/10a</p>	<p><資本装備></p> <p>○建物、施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バラ苗木(パテント品種) ・バラ苗木(ノンパテント品種) ・鉄骨ハウス 2,000 m²×2 ・ハウス内カーテン 遮光・保温 ・重油タンク、防油堤 1.8K×4基 ・井戸 1基 ・農作業場 100m² <p>○機械、車両等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養液栽培装置一式 2基 ・複合環境制御装置一式 2基 ・ヒートポンプ 定格暖房28kw×4台 ・暖房機1,000m²用×4台 ・保冷库 2坪×2台 ・動力噴霧機 (30L/分) 1台 ・炭酸ガス発生機 8.07k/h×2台 ・細霧冷房 2基 ・トラック(1t) 1台 ・軽トラック 1台 	<p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施肥管理の徹底 ・ハウス内の複合環境制御システムの導入 ・共選・共販体制の実施と低温輸送体制の整備 ・養液栽培による安定生産の推進 ・鮮度保持のため湿式・低温流通の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・青色申告の実施 ・雇用労働力の安定確保 ・計画生産、計画販売を前提とした品種の選定 ・団地化と標高差利用による周年高品質バラ生産出荷体制の整備 ・法人化による経営基盤の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族労働力 3人 ・雇用労働力 5人 ・定期的な休日の確保 ・雇用労働力の活用による労働時間の適正化 ・快適な作業環境の整備 ・チェックリストに基づく労働安全の確保 ・家族経営協定の締結

[個別経営体]

営農類型：No.18 露地花き（枝物・コギク）

経営規模	生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様等
<p><作付面積></p> <p>ハナモモ 160a</p> <p>ヤナギ 500a</p> <p>コギク 30a</p> <p><経営面積></p> <p>690a</p> <p><目標収量></p> <p>ハナモモ 1,000束/10a</p> <p>ヤナギ 10,000本/10a</p> <p>コギク 30,000本/10a</p>	<p><資本装備></p> <p>○建物、施設</p> <p>・苗木(ハナモモ) 1,500本</p> <p>・農作業場 66㎡</p> <p>・倉庫 66㎡</p> <p>・パイプハウス 165㎡</p> <p>○機械、車両等</p> <p>・トラクター(25ps) 1台</p> <p>・ローター(1.5m) 1台</p> <p>・動力噴霧機(50L/分) 1台</p> <p>・管理機(7ps) 1台</p> <p>・肥料散布機 1台</p> <p>・乗用草刈機(16ps) 1台</p> <p>・スปีト`スプレーヤー(500L) 1台</p> <p>・結束機 1台</p> <p>・ボイラー(配管込み) 1台</p> <p>・トラック(1t) 1台</p> <p>・軽トラック 2台</p>	<p><その他></p> <p>・地域育苗の利 ヅナル品種を中 心とした有利 販売</p> <p>・販売は、枝物、 キとともに共同 施設利用、共同 販売とする産 地強化</p>	<p>・簿記記帳による経 営収支の把握とコス ト節減</p> <p>・青色申告の実施</p> <p>・雇用労働力の安定 確保</p> <p>・法人化による経営 基盤の強化</p>	<p>・家族労働力 3人</p> <p>・雇用労働力 5人</p> <p>・定期的な休日の確保</p> <p>・雇用労働力の活用 による労働時間の 適正化</p> <p>・チェックリストに基づく 労働安全の確保</p> <p>・家族経営協定の締 結</p>

[個別経営体]

営農類型：No.19 施設鉢物（シクラメン・カーネーション）

経営規模	生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様等
<作付面積> シクラメン 20a カーネーション 20a <経営面積> 20a <目標収量> シクラメン 6,500鉢/10a (大中鉢中心) カーネーション 12,000鉢/10a	<資本装備> ○建物、施設 ・鉄骨ハウス 2,000㎡ ・ハウス内カーテン(遮光・保温) ・重油タンク、防油堤 1.8K×2基 ・栽培ベンチ 2,000㎡ ・用土調製室 ・井戸 ・農作業場 100㎡ ○機械、車両等 ・暖房機 1,000㎡×2台 ・ヒートポンプ 4台 ・動力噴霧機 (30L/分) 1台 ・蒸気消毒機 1台 ・用土攪拌機 1台 ・ポットインクマシン 1台 ・ホイローター(0.16㎡) 1台 ・液肥混入機(2棟分) 2台 ・RQフレックス20 1台 ・軽トラック 1台	<その他> ・購入苗利用による育苗の省力化 ・底面給水技術の導入による省力化と施肥体系の確立 ・ハウスは複合環境制御システムを装備	・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・青色申告の実施 ・雇用労働力の安定確保 ・パソコン利用による顧客のデータ管理 ・法人化による経営基盤の強化 ・オリジナル品種の育成によるブランドづくり ・ギフト用としての販路の拡大	・家族労働力 3人 ・雇用労働力 3人 ・定期的な休日の確保 ・雇用労働力の活用による労働時間の適正化 ・快適な作業環境の整備 ・チェックリストに基づく労働安全の確保 ・家族経営協定の締結

[個別経営体]

営農類型：No.20 菌茸＋露地野菜（シイタケ・ナス） 複合

経営規模	生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様等
<作付面積> 原木シイタケ 20,000本 露地ナス 20a <経営面積> 50a (うち30aは、 ほだ場) <目標収量> 原木シイタケ 1,100kg/1,000本 露地ナス 7,000kg/10a	<資本装備> ○建物、施設 ・栽培舎 3,000㎡ ・浸水槽 ・農作業舎 50㎡ ○機械、車両等 ・トラクター(30ps) 1台 ・ローター(1.8m) 1台 ・マルチャー 1台 ・動力噴霧機(50L/分) 1台 ・暖房機 1台 ・保冷库 1台 ・フォークリフト 1台 ・その他機械器具 1式 ・軽トラック 1台	<その他> ・シイタケは共選による共同出荷と単位農協による周年出荷 ・新植ほだ木70%の生産体系 ・優良品種(耐病、多収、高品質)の導入 ・高性能農業機械の利用による省力化の推進	・簿記記帳による経営収支の把握とコスト削減 ・青色申告の実施 ・出荷データの分析と販売管理 ・ほだ場の活用 ・直売所・道の駅等と絡ませたシイタケの販路拡大	・家族労働力 3人 ・定期的な休日の確保 ・チェックリストに基づく労働安全の確保 ・家族経営協定の締結

[個別経営体]

営農類型：No.21 酪農(つなぎ飼育)＋水稻 複合

経営規模	生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様等
<p><飼養頭数> 経産牛 30頭 育成牛 13頭</p> <p><作付面積> 水稻 100a 飼料作物 300a</p> <p><経営面積> 400a (借地を含む)</p> <p><目標収量> 乳産量 9,500kg 子牛育成牛 0.6頭 水稻 500kg/10a</p>	<p><資本装備> ○建物、施設 ・成牛舎(鉄骨) ・育成舎(鉄骨) ・飼料庫・格納庫(木造) ・堆肥舎(鉄骨) ・サイロ(コンクリート) ・搾乳施設(パイプライン) ・乳牛(ホルスタイン) ・作業舎(鉄骨・スレート) ・格納庫</p> <p>○機械、車両等 ・トラクター(85ps) 1台 ・トラクター(100ps) 1台 ・ローラー(2.4m) 2台 ・飼料作物栽培作業機械(プラウ等) 各1台 ・飼料作物収穫作業機械(ハーベスター等) 各1台 ・バキュームカー(6KL) 1台 ・ホイルローダー(0.5m³) 1台 ・自脱型コンバイン(5条) 1台 ・ドライブハロー(3.5m) 1台 ・プラソイラー(3連) 1台 ・田植機(6条) 1台 ・ライムソワー(1.8m) 1台 ・播種プラント 1式 ・コンバイントレーラー 1台 ・トラック(2t) 2台 ・軽トラック 1台</p>	<p><その他> ・米麦は共同乾燥調製施設の活用 ・藁類は酪農に用い、糞尿は堆肥化し、土壤改良に活用 ・飼養体系はつなぎ飼いでパイプラインミルクによる搾乳体系とバンクローラーによる除糞 ・分娩後、泌乳最盛期は混合飼料(TMR)給与 ・家畜排せつ物の適正管理及び畜舎内外の環境美化と臭気対策の実施</p>	<p>・複式簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底 ・青色申告の実施</p>	<p>・家族労働力 3人 ・定期的な休日の確保 ・ヘルパー制度の活用による労働時間の適正化 ・チェックリストに基づく労働安全の確保 ・家族経営協定の締結</p>

〔個別経営体〕

営農類型：No.22 肉用牛＋水稻 複合

経営規模	生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様等
<p><飼養頭数> 成雌牛 50頭 (繁殖和牛) 子牛は8～9ヶ月 育成後出荷</p> <p><作付面積> 水稻 400a 飼料作物 800a (イタリアンライグラス等)</p> <p><経営面積> 800a (借地含む)</p> <p><目標収量> 子牛 40頭 水稻 500kg/10a</p>	<p><資本装備> 独房＋群飼育体系</p> <p>○建物、施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フリーストール牛舎(鉄骨) ・分娩舎(鉄骨) ・格納庫 ・堆肥化施設 ・繁殖和牛 ・育成舎(木造) <p>○機械、車両等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(30ps) 1台 ・トラクター(50ps) 1台 ・ロータリー(1.8m) 1台 ・ロータリー(2.0m) 1台 ・飼料作物栽培作業機械(ブロードキャスター等) 各1台 ・飼料作物収穫作業機械(ロールバレー等) 各1台 ・連動スタンション 1台 ・トラック(2t) 1台 ・軽トラック 1台 	<p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・糞類は家畜用とし、糞尿は堆肥化し、土壤改良に活用 ・家畜排泄物の適正管理及び畜舎内外の環境美化と臭気対策の実施 ・共同育苗センター利用による良質苗の確保 ・共同乾燥調製施設の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳による経営収支の把握と資金管理の徹底 ・青色申告の実施 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減を図る ・借地や機械の活用による粗飼料自給率の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族労働力 2人 ・チェックリストに基づく労働安全の確保 ・家族経営協定の締結

[個別経営体]

営農類型：No.23 施設野菜（イチゴ）＋水稻 複合

経営規模	生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様等
<作付面積> 施設イチゴ (促成・土耕) 30a 水稻 200a <経営面積> 230a <目標収量> 施設イチゴ (促成・土耕) 5,000kg/10a 水稻 500kg/10a	<資本装備> ○建物、施設 ・作業舎(鉄骨・スレート) 100㎡ ・鉄骨ハウス(硬質フィルム) 3,000㎡ ・パイプハウス 400㎡ ・重油タンク・防油堤 1.8K×3基 ○機械、車両等 ・トラクター(30ps) 1台 ・ローター(1.8m) 1台 ・ローター(1.5m) 1台 ・肥料散布機(8ps) 1台 ・土壤消毒機(8ps) 1台 ・動力噴霧機(50L/分) 1台 ・暖房機(300坪用) 2台 ・保冷庫(1.5坪) 1台 ・畝立て機 1台 ・田植機(6条) 1台 ・ライムソウ(1.8m) 1台 ・自脱型コンバイン(5条) 1台 ・管理機(7ps) 1台 ・トラック(1t) 1台 ・軽トラック 1台	<その他> ・集団的土地利用により1ha以上の連坦団地の確保と機械化一貫体系により効率的な作業の推進 ・米麦は共同乾燥調製施設を活用 ・優良堆肥の施用、減化学肥料、減農薬の推進 ・水稻の育苗は、育苗センター委託を利用	・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・青色申告の実施	・家族労働力 3人 ・定期的な休日の確保 ・快適な作業環境の整備 ・チェックリストに基づく労働安全の確保 ・家族経営協定の締結

[個別経営体]

営農類型：No.24 露地野菜＋養蚕 複合

経営規模	生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様等
<p><作付面積> ホレソウ 100a 養蚕 30箱</p> <p><経営面積> 畑 100a (借地100a) 桑園 225a (借地125a)</p> <p><目標収量> ホレソウ 1,200kg/10a 養蚕 52kg/10a</p>	<p><資本装備> ○建物、施設 ・飼育舎 150㎡ ・パイプ飼育舎 150㎡ ・農作業場 100㎡</p> <p>○機械、車両等 ・トラクター(30ps) 1台 ・ローター(1.8m) 1台 ・管理機(7ps) 1台 ・動力噴霧機(50L/分) 1台 ・播種機(6条) 1台 ・マルチャー 1台 ・ライムソー(400L) 1台 ・暖房機 1台 ・エア鋏 1台 ・軽トラック 2台</p>	<p><その他> ・養蚕は年6回掃き立ての多回育とし、稚蚕は個人人工飼料育による計画的な飼育形態</p> <p>・密植桑園による収穫量確保・効率化と壮蚕自動飼育装置・自動熟蚕収集機の導入による作業の省力化</p> <p>・ホレソウは露地栽培50a、トンネル栽培50aとし、12～4月にかけて計画出荷</p>	<p>・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減</p> <p>・青色申告の実施</p> <p>・雇用労働力の安定確保</p> <p>・養蚕の多回育による規模拡大とホレソウとの複合化による経営安定</p> <p>・付加価値の高いブランド繭の生産</p> <p>・地域内の遊休桑園の活用</p>	<p>・家族労働力 3人 ・雇用労働力 1人</p> <p>・定期的な休日の確保</p> <p>・雇用労働力の活用による労働時間の適正化</p> <p>・上蔭作業、収穫・調整作業に対するパート雇用</p> <p>・チェックリストに基づく労働安全の確保</p> <p>・家族経営協定の締結</p>

[組織経営体]

営農類型：No.25 水田作協業（水稻＋麦＋大豆 複合）

経営規模	生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様等
<p><作付面積> 水稻 1,800a 小麦 3,000a 大豆 1,200a</p> <p><経営面積> 3,000a (借地を基本とする)</p> <p><目標収量> 水稻 500kg/10a 小麦 450kg/10a 大豆 200kg/10a</p>	<p><資本装備> ○建物、施設 ・作業場、格納庫 300㎡ ・育苗ハウス 150㎡</p> <p>○機械、車両等 ・トラクター(80ps) 1台 ・トラクター(50ps) 1台 ・ローター(2.4m) 1台 ・ローター(2.2m) 1台 ・自脱型コンバイン(6条) 1台 ・ブロードキャスター(800L) 1台 ・ハイブリッド(500L) 1台 ・ドライブハー(3.5m) 2台 ・畦塗機 1台 ・田植機(6条) 2台 ・播種機 1台 ・コンバイントレー 1台 ・フォークリフト(1.5t) 1台 ・乾燥機(50石) 2台 ・粃摺機(5インチ) 1台 ・トリリンター(2.5m) 2台 ・転圧ローター(2.4m) 2台 ・中耕ローター 1台 ・選別機 1台 ・乗用培土機(管理機) 1台 ・全自動移植機(1条) 1台 ・動力噴霧器(50L/分) 1台 ・普通型コンバイン(1.5m) 1台 ・播種プラント 1式 ・タイムソウ(400L) 1台 ・トラック(2t) 1台 ・軽トラック 2台</p>	<p><その他> ・水稻・麦の乾燥調製は共同乾燥調製(貯蔵)施設を利用 ・水稻は箱施用剤と省力型除草剤利用により、防除回数削減と省力化 ・高能率機械化一貫体系による効率的な作業の推進 ・藁類は全量鋤込みにより土壌還元又は畜産農家への供給による連携 ・優良堆肥の施用、減化学肥料、減農薬の推進</p>	<p>・パソコン活用による部門別経営管理の実施 ・雇用労働力の安定確保 ・農地集積による団地化と併せて地権者の合意により圃場の大区画化 ・農用地のマッピングによる効率的な作業管理の実施 ・構成員間の役割分担の明確化 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減</p>	<p>・労働力 3人 ・雇用労働力 1人</p> <p>・定期的な休日の確保 ・給料制の導入 ・雇用労働力の活用による労働時間の適正化 ・作業出役計画に基づく効率的な作業の実施 ・チェックリストに基づく労働安全の確保</p>

[組織経営体]

営農類型：No.26 水田作協業（水稻＋麦＋露地野菜 複合）

経営規模	生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様等
<p><作付面積></p> <p>水稻 2,800a 小麦 3,000a ブロッコリー 200a</p> <p><経営面積> 3,200a (借地を基本とする)</p> <p><目標収量></p> <p>水稻 500kg/10a 小麦 450kg/10a ブロッコリー 1,200kg/10a</p>	<p><資本装備></p> <p>○建物、施設</p> <p>・作業場、格納庫 300㎡ ・育苗ハウス 150㎡</p> <p>○機械、車両等</p> <p>・トラクター(80ps) 1台 ・トラクター(50ps) 1台 ・ローター(2.4m) 1台 ・ローター(2.2m) 1台 ・自脱型コンバイン(6条) 1台 ・プロトキスター(800L) 1台 ・ハイブリッド(500L) 1台 ・ドライブハー(3.5m) 2台 ・畦塗機 1台 ・田植機(6条) 2台 ・播種機 1台 ・コンバイントレー 1台 ・フォークリフト(1.5t) 1台 ・乾燥機(50石) 2台 ・粃摺機(5インチ) 1台 ・トリリンター(2.5m) 2台 ・転圧ローター(2.4m) 2台 ・中耕ローター 1台 ・乗用培土機(管理機) 1台 ・全自動移植機(1条) 1台 ・動力噴霧機(50L/分) 1台 ・普通型コンバイン(1.5m) 1台 ・播種プラント 1式 ・ライムワーカー(400L) 1台 ・トラック(2t) 1台 ・軽トラック 2台</p>	<p><その他></p> <p>・水稻・麦の乾燥調製は共同乾燥調製(貯蔵)施設を利用</p> <p>・水稻は箱施用剤と省力型除草剤利用により、防除回数削減と省力化</p> <p>・高能率機械化一貫体系による効率的な作業の推進</p> <p>・ブロッコリーはセル成形苗と移植機導入により作業を省力化</p> <p>・藁類は全量鋤込みにより土壌還元又は畜産農家への供給による連携</p> <p>・優良堆肥の施用、減化学肥料、減農薬の推進</p>	<p>・パソコン活用による部門別経営管理の実施</p> <p>・雇用労働力の安定確保</p> <p>・農地集積による団地化と併せて地権者の合意により圃場の大区画化</p> <p>・農用地のマッピングによる効率的な作業管理の実施</p> <p>・構成員間の役割分担の明確化</p> <p>・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減</p>	<p>・労働力 3人 ・雇用労働力 1人</p> <p>・定期的な休日の確保</p> <p>・給料制の導入</p> <p>・雇用労働力の活用による労働時間の適正化</p> <p>・作業出役計画に基づく効率的な作業の実施</p> <p>・チェックリストに基づく労働安全の確保</p>

[組織経営体]

営農類型：No.27 水田作協業（水稲＋麦＋飼料用イネ 複合）

経営規模	生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様等
<p><作付面積> 水稲 1,800a 小麦 3,000a 飼料用イネ(WCS) 1,200a</p> <p><経営面積> 3,000a (借地を基本とする)</p> <p><目標収量> 水稲 500kg/10a 小麦 450kg/10a 飼料用イネ(WCS) 2,800kg/10a</p>	<p><資本装備> ○建物、施設 ・作業場、格納庫 300㎡ (鉄骨、スレート)</p> <p>○機械、車両等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(80ps) 1台 ・トラクター(50ps) 1台 ・ローラー(2.4m) 1台 ・ローラー(2.2m) 1台 ・自脱型コンバイン(6条)2台 ・ブロードキャスター(800L)1台 ・ハイクリアーム(500L) 1台 ・ドライブハー(3.5m) 2台 ・畦塗機 1台 ・田植機(6条) 2台 ・播種機 1台 ・コンバイントレーラー 1台 ・フォークリフト(1.5t) 1台 ・乾燥機(50石) 2台 ・粃摺機(5インチ) 1台 ・トリリンター(2.5m) 2台 ・転圧ローラー(2.4m) 2台 ・播種プラント 1式 ・ライムソー(400L) 1台 ・コンバインベーター 1台 ・ラッピングマシン 1台 ・ハールグラブ 1台 ・マニユアスプレッター(3t) 1台 ・トラック(2t) 1台 ・軽トラック 2台 	<p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・水稲・麦の乾燥調製は共同乾燥調製(貯蔵)施設を利用 ・水稲は箱施用剤と省力型除草剤利用により、防除回数削減と省力化 ・飼料用イネの収穫調製作業はコントラクター組織に委託 ・高能率機械化一貫体系による効率的な作業の推進 ・藁類は全量鋤込みにより土壌還元又は畜産農家への供給による連携 ・優良堆肥の施用、減化学肥料、減農薬の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコン活用による部門別経営管理の実施 ・農地集積による団地化と併せて地権者の合意により圃場の大区画化 ・雇用労働力の安定確保 ・農用地のマッピングによる効率的な作業管理の実施 ・構成員間の役割分担の明確化 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働力 3人 ・雇用労働力 2人 ・定期的な休日の確保 ・給料制の導入 ・雇用労働力の活用による労働時間の適正化 ・作業出役計画に基づく効率的な作業の実施 ・チェックリストに基づく労働安全の確保

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示した目標を可能とする農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

No.	営農類型	経営規模	経営形態
1	露地野菜Ⅰ(ナス・トマト)	ナス 15a、秋冬トマト 50a	個別経営
2	露地野菜Ⅱ(トマト・ホウレンソウ)	夏秋トマト 20a、秋冬トマト 40a、ホウレンソウ 20a	〃
3	露地野菜Ⅲ(エダマメ・タマネギ・ブロッコリー)	エダマメ 50a、タマネギ 50a、ブロッコリー 150a	〃
4	施設野菜Ⅰ(ホウレンソウ専作)	雨よけホウレンソウ(5作) 30a	〃
5	施設野菜Ⅱ(長期どりトマト専作)	長期どりトマト 16a	〃
6	施設野菜Ⅲ(キュウリ専作)	促成キュウリ 16a、抑制キュウリ 16a	〃
7	施設野菜Ⅳ(イチゴ専作)	イチゴ 15a	〃
8	施設野菜Ⅴ(ニラ専作)	ニラ 40a	〃
9	果樹Ⅰ(ナシ専作)	ナシ 70a	〃
10	果樹Ⅱ(ブドウ専作)	ブドウ 40a	〃
11	施設鉢物(シクラメン・カーネーション)	シクラメン 15a、カーネーション 15a	〃

なお、米麦や畜産における上記以外の営農類型については、「第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標」の5割程度を基準とする。

〔個別経営体〕

営農類型：No.1 露地野菜 I (ナス+ねぎ)

経営規模	生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様等
<作付面積> 露地ナス 15a 秋冬ねぎ 50a <経営面積> 65a (すべて借地) <目標収量> 露地ナス 7,000kg/10a 冬ねぎ 4,000kg/10a	<資本装備> ○建物、施設 ・農作業場 100 m ² ・育苗用ハウス 150 m ² ○機械、車両等 ・トラクター(30ps) 1台 ・ローター(1.8m) 1台 ・ライムソー(1.8m) 1台 ・サブソイラー(1本爪) 1台 ・振動式掘取機 1台 ・根葉切り皮むき機 1台 ・マルチャー 1台 ・管理機(7ps) 2台 ・ねぎ専用培土機 1台 ・動力噴霧機 (50L/分) 1台 ・簡易移植機 1台 ・プラソイラー 1台 ・トラック(1t) 1台 ・軽トラック 1台	<その他> ・秋冬ねぎと露地ナスによる作業競合の回避 ・ナスは購入苗利用、V字仕立てによる高品質生産とする	・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・青色申告の実施 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減 ・地域内農家との連携を深め、借地経営としての安定性を確保 ・良質堆肥と有機質肥料を主体とした施肥による生産の安定化	・家族労働力 3人 ・定期的な休日の確保 ・チェックリストに基づく労働安全の確保 ・家族経営協定の締結

〔個別経営体〕

営農類型：No.2 露地野菜Ⅱ（社[〃]+ホレソウ）

経営規模	生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様等
<作付面積> 夏秋社 [〃] 20a 秋冬社 [〃] 40a ホレソウ 20a <経営面積> 80a （すべて借地） <目標収量> 夏秋社 [〃] 3,500kg/10a 秋冬社 [〃] 4,000kg/10a ホレソウ 1,200kg/10a	<資本装備> ○建物、施設 ・農作業場 100 m ² ・育苗用ハウス 200 m ² ○機械、車両等 ・トラクター(30ps) 1台 ・ローター(2.0m) 1台 ・ライムソー(1.8m) 1台 ・サブソイラー(1本爪) 1台 ・振動式掘取機 1台 ・根葉切り皮むき機 1台 ・管理機(7ps) 2台 ・社 [〃] 専用培土機 1台 ・動力噴霧機(50L/分) 1台 ・簡易移植機 1台 ・プラソイラー 1台 ・トラック(2t) 1台 ・軽トラック 1台	<その他> ・社 [〃] は連結紙筒苗と簡易移植機利用により、定植作業の省力化 ・夏秋社 [〃] と秋冬社 [〃] による計画生産 ・ホレソウは播種時期をずらし、10～3月にかけて長期出荷	・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・青色申告の実施 ・社 [〃] の周年出荷体系の確立 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減 ・地域内農家との連携を深め、借地経営としての安定性を確保 ・良質堆肥と有機質肥料を主体とした施肥による生産の安定化	・家族労働力 2人 ・定期的な休日の確保 ・チェックリストに基づく労働安全の確保 ・家族経営協定の締結

〔個別経営体〕

営農類型：No.3 露地野菜Ⅲ(エダマメ+タマネギ+ブロッコリー)

経営規模	生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様等
<p><作付面積></p> <p>エダマメ 50a タマネギ 50a ブロッコリー 150a</p> <p><経営面積> 250a (すべて借地)</p> <p><目標収量></p> <p>エダマメ 600kg/10a タマネギ 6,000kg/10a ブロッコリー 1,200kg/10a</p>	<p><資本装備></p> <p>○建物、施設</p> <p>・農作業場 200㎡ ・格納庫 50㎡ ・パイプハウス 100㎡</p> <p>○機械、車両等</p> <p>・トラクター(30ps) 1台 ・ローター(1.8m) 1台 ・管理機(7ps) 1台 ・動力噴霧機(50L/分) 1台 ・播種機(6条) 1台 ・マメ洗浄機 1台 ・プラソイラ(3本爪) 1台 ・予冷庫(1.5坪) 1台 ・マルチャー 1台 ・ライムソウ(1.8m) 1台 ・全自動移植機(1条) 1台 ・タマネギ定植機 1台 ・トラック(2t) 1台 ・軽トラック 2台</p>	<p><その他></p> <p>・エダマメは、収穫調製時に多くの時間を要するので、外部労働力の確保と労力に応じた計画生産を行う</p> <p>・ブロッコリーは、早生から晩生まで数品種を組み合わせ、収穫期間の延長と労力の配分を図る</p>	<p>・簿記記帳による経営収支の把握とコスト削減</p> <p>・青色申告の実施</p> <p>・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減</p> <p>・地域内農家との連携を深め、借地経営としての安定性を確保</p> <p>・良質堆肥と有機質肥料を主体とした施肥による生産の安定化</p>	<p>・家族労働力 3人</p> <p>・定期的な休日の確保</p> <p>・チェックリストに基づく労働安全の確保</p> <p>・家族経営協定の締結</p>

[個別経営体]

営農類型：No.4 施設野菜 I (ホレンソウ専作)

経営規模	生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様等
<p><作付面積> ホレンソウ 30a</p> <p><経営面積> 30a (すべて借地)</p> <p><目標収量> ホレンソウ(5作) 6,000kg/10a</p>	<p><資本装備> ○建物、施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パイプハウス 3,000 m² ・頭上灌水設備 ・農作業場 100 m² ・格納庫 75 m² <p>○機械、車両等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(25ps) 1台 ・ローター(1.5m) 1台 ・肥料散布機 1台 ・播種機(6条) 1台 ・土壌消毒機(8ps) 1台 ・動力噴霧機 (50L/分) 1台 ・フォークリフト(1.5t) 1台 ・保冷库(3坪) 1台 ・トラック(1t) 1台 ・軽トラック 2台 	<p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨よけパイプハウスを利用した年間5回転の周年栽培 ・夏期の栽培は、高温、日長等の関係で栽培しにくいため、遮光等の適切な栽培管理と適性品種の選択を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・青色申告の実施 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減 ・良質堆肥と有機質肥料を主体とした施肥による生産の安定化 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族労働力 2人 ・定期的な休日の確保 ・チェックリストに基づく労働安全確保 ・家族経営協定の締結

[個別経営体]

営農類型：No.5 施設野菜Ⅱ(長期どりトマト専作)

経営規模	生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様等
<作付面積> 施設トマト 長期どり 16a <経営面積> 16a (すべて借地) <目標収量> 長期どりトマト 18,000kg/10a	<資本装備> ○建物、施設 ・作業舎(鉄骨・スレート) 100㎡ ・エコミーハウス(鉄骨・硬質フィルム) 1,600㎡ ・重油タンク・防油堤 2KL ○機械、車両等 ・トラクター(25ps) 1台 ・ロータリー(1.5m) 1台 ・暖房機 1台 ・管理機(7ps) 1台 ・肥料散布機(8ps) 1台 ・播種機(6条) 1台 ・土壌消毒機(8ps) 1台 ・動力噴霧機(30L/分) 1台 ・フォークリフト(1.5t) 1台 ・保冷庫(3坪) 1台 ・トラック(1t) 1台 ・軽トラック 2台	<その他> ・雇用導入による長期どり栽培 ・購入苗利用による育苗の省力化を図る ・受粉ハチ利用による受粉作業の省力化を図る	・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・青色申告の実施 ・雇用労働力の安定確保 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減 ・良質堆肥と有機質肥料を主体とした施肥による生産の安定化	・家族労働力 2人 ・雇用労働力(作業全般に渡り、不足する労働力を雇用により確保) 1人 ・定期的な休日の確保 ・チェックリストに基づく労働安全の確保 ・家族経営協定の締結

〔個別経営体〕

営農類型：No.6 施設野菜Ⅲ(キュウリ専作)

経営規模	生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様等
<p><作付面積> 促成キュウリ 16a 抑制キュウリ 16a</p> <p><経営面積> 16a (すべて借地)</p> <p><目標収量> 促成キュウリ 16,000kg/10a 抑制キュウリ 6,000kg/10a</p>	<p><資本装備> ○建物、施設 ・作業舎(鉄骨・スレート) 100 m² ・エコノミーハウス(鉄骨・硬質フィ ルム) 1,600 m² ・重油タンク・防油堤 2KL</p> <p>○機械、車両等 ・トラクター(25ps) 1台 ・ロータリー(1.5m) 1台 ・暖房機(500坪) 1台 ・管理機(7ps) 1台 ・動力噴霧機 (30L/分) 1台 ・トラック(1t) 1台 ・軽トラック 1台</p>	<p><その他> ・購入苗利用に よる育苗の省 力化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳による経 営収支の把握とコス ト節減 ・青色申告の実施 ・雇用労働力の安定 確保 ・農機具の保守管理 を徹底し、使用年 数の延長による機 械コストの低減 ・出荷規格の簡素化 と平箱コンテナによる 定数詰め出荷 ・良質堆肥と有機質 肥料を主体とした 施肥による生産の 安定化 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族労働力 2人 ・雇用労働力(キュウリ収 穫時) 1人 ・定期的な休日の確 保 ・チェックリストに基づ く 労働安全の確保 ・家族経営協定の締 結

〔個別経営体〕

営農類型：No.7 施設野菜Ⅳ(イチゴ専作)

経営規模	生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様等
<p><作付面積> 施設イチゴ (促成・土耕) 15a</p> <p><経営面積> 15a (すべて借地)</p> <p><目標収量> 施設イチゴ (促成・土耕) 5,000kg/10a</p>	<p><資本装備> ○建物、施設 ・作業舎(鉄骨・スレート) 100㎡</p> <p>・鉄骨ハウス(硬質フィルム) 1,500㎡</p> <p>・パイプハウス 100㎡</p> <p>・重油タンク・防油堤 1.8K×3基</p> <p>○機械、車両等 ・トラクター(25ps) 1台 ・ロータリー(1.5m) 1台 ・暖房機(300坪) 3台 ・動力噴霧機 (30L/分) 1台 ・畝立て機 1台 ・軽トラック 2台</p>	<p><その他> ・ウイルスフリー優良株 の専用親株床 の設置と夜冷</p> <p>・ポット育苗、花 芽分化促進技 術の導入</p> <p>・大型ハウスによる 栽培管理の自 動化・省力化</p>	<p>・簿記記帳による経 営収支の把握とコス ト節減</p> <p>・青色申告の実施</p> <p>・農機具の保守管理 を徹底し、使用年 数の延長による機 械コストの低減</p> <p>・直売、宅配便、イン ターネット利用による 多元販売</p> <p>・良質堆肥と有機質 肥料を主体とした 施肥による生産の 安定化</p>	<p>・家族労働力 2人</p> <p>・定期的な休日の確保</p> <p>・チェックリストに基づく 労働安全の確保</p> <p>・家族経営協定の締結</p>

〔個別経営体〕

営農類型：No.8 施設野菜V(ニラ専作)

経営規模	生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様等
<p><作付面積> ニラ(ハウス) 40a</p> <p><経営面積> 40a (すべて借地)</p> <p><目標収量> ニラ(1~5月) 4,000kg/10a ニラ(6~7月) 5,020kg/10a</p>	<p><資本装備> ○建物、施設 ・作業舎(鉄骨・スレート) 33 m²</p> <p>・パイプハウス 4,000 m²</p> <p>○機械、車両等 ・トラクター(25ps) 1台 ・ロータリー(1.5m) 1台 ・保冷庫(2坪) 1台 ・動力噴霧機(30L/分) 1台 ・畝立て機 1台 ・ニラ袴取り機(調製機) 1台 ・ニラ結束機 1台 ・トラック(1t) 1台</p>	<p><その他> ・ハウスニラの周年出荷</p> <p>・土づくりの徹底による充実した株養成と厳寒期の保温徹底による高品質生産</p>	<p>・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減</p> <p>・青色申告の実施</p> <p>・雇用労働力の安定確保</p> <p>・畜産農家との連携による良質堆肥の確保</p> <p>・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減</p>	<p>・家族労働力 2人</p> <p>・雇用労働力(作業全般に渡り、不足する労働力を雇用により確保) 3人</p> <p>・定期的な休日の確保</p> <p>・チェックリストに基づく労働安全の確保</p> <p>・家族経営協定の締結</p>

[個別経営体]

営農類型：No.9 果樹Ⅰ(ナ専作)

経営規模	生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様等
<p><作付面積> ナ 70a</p> <p><経営面積> 70a (すべて成木園を借地)</p> <p><目標収量> ナ 2,500kg/10a</p>	<p><資本装備> ○建物、施設 ・ナ樹 ・ナ棚 ・多目的防災網 ・防霜ファン ・農作業場兼直売所150㎡ ・格納庫 50㎡</p> <p>○機械、車両等 ・トラクター(20ps) 1台 ・ロータリー(1.5m) 1台 ・スピートスプレヤー(500L) 1台 ・マニュアルレタター 1台 ・運搬車 1台 ・乗用草刈機(16ps) 1台 ・選果機 1台 ・保冷库(2坪) 1台 ・軽トラック 1台</p>	<p><その他> ・棚栽培の導入と多目的防災網を設置し、生産の安定と品質向上を図る</p> <p>・早生から晩生までの品種構成による収穫労力の分散</p> <p>・堆肥等有機質や天敵・性フェロモン剤等を利用した総合防除を行い、肥料、農薬等の削減</p>	<p>・雇用労働力の安定確保</p> <p>・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減</p> <p>・青色申告の実施</p> <p>・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減</p> <p>・直売、宅配便、インターネット利用による多元販売</p>	<p>・家族労働力 2人</p> <p>・雇用労働力(作業の一部で、不足する労働力を雇用により確保) 1人</p> <p>・定期的な休日の確保</p> <p>・チェックリストに基づく労働安全の確保</p> <p>・家族経営協定の締結</p>

[個別経営体]

営農類型：No.10 果樹Ⅱ(ブドウ専作)

経営規模	生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様等
<p><作付面積> ブドウ 40a</p> <p><経営面積> 40a (すべて成木園を借地)</p> <p><目標収量> ブドウ 1,300kg/10a</p>	<p><資本装備></p> <p>○建物、施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブドウ樹 40a ・ブドウ棚 40a ・雨よけハウス 40a ・農作業場兼直売所 100㎡ ・格納庫 50㎡ ・防風網 1式 <p>○機械、車両等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(20ps) 1台 ・ローター(1.5m) 1台 ・スピートスプレー(500L) 1台 ・乗用草刈機(16ps) 1台 ・保冷库(2坪) 1台 ・軽トラック 1台 	<p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「シャインマスカット」を主体に、消費者から人気のある早生から晩生までの品種を栽培 ・雨よけハウスを設置し、生産の安定と品質向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳による経営収支の把握とコスト削減 ・青色申告の実施 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減 ・消費者ニーズに対応した観光果樹園経営の確立 ・直売、宅配便、インターネット利用による多元販売 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族労働力 2人 ・定期的な休日の確保 ・チェックリストに基づく労働安全の確保 ・家族経営協定の締結

[個別経営体]

営農類型：No.11 施設鉢物(シクラメン+カーネーション)

経営規模	生産方式		経営管理の方法	農業従事の態様等
<作付面積> シクラメン 15a カーネーション 15a <経営面積> 15a (すべて借地) <目標収量> シクラメン 6,500鉢/10a カーネーション 12,000鉢/10a	<資本装備> ○建物、施設 ・農作業場 100㎡ ・鉄骨ハウス 1,500㎡ ・ハウス内カーテン(遮光・保温) ・重油タンク・防油堤 1.8K×2基 ・栽培ベンチ 1,500㎡ ・井戸 1基 ○機械・車両等 ・暖房機(1,000㎡用) 2台 ・ヒートポンプ 2台 ・動力噴霧機(30L/分) 1台 ・用土攪拌機 1台 ・ホイルローダー(0.16㎡) 1台 ・液肥混入機 1台 ・RQフレックス20 1台 ・軽トラック 1台	<その他> ・購入苗利用による育苗の省力化 ・底面給水技術の導入による省力化と施肥体系の確立 ・鉢カーネーションは購入苗利用 ・ハウスは複合環境制御システムを装備	・簿記記帳による経営収支の把握とコスト節減 ・青色申告の実施 ・雇用労働力の安定確保 ・農機具の保守管理を徹底し、使用年数の延長による機械コストの低減 ・ギフト用として共同出荷による契約販売	・家族労働力 2人 ・雇用労働力(作業の一部で、不足する労働力を雇用により確保) 2人 ・定期的な休日の確保 ・チェックリストに基づく労働安全の確保 ・家族経営協定の締結

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

豊かな自然環境を活かした様々な農畜産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、普及指導センター、市農協等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得などの受入体制の整備、先進的な法人経営体等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁忙期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 市が主体的に行う取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、普及指導センターや市農協など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、移住相談対応等の支援、農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や必要となる農用地等のあっせんを行う。

また、就農後の定着に向けて、普及指導センターや市農協など関係機関と連携して、販路開拓や営農面などの様々な要望に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本市は、県、市農業委員会、市農協、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地の紹介や就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- (1) 県農業会議、県農地中間管理機構、市農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介等を行う。
- (2) 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、市農協と連携して、研修内容、就農後の農業経営・収入等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、市農協等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市の区域内において後継者がいない場合は、県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、市農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

- 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標
 前記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
65%程度	

注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稻については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

2 目標年次は概ね10年先（令和12年）とする。

○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

農地中間管理事業等の実施により、効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の状況

本市においては、米麦を主体とする土地利用型農業が盛んであり、認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、担い手の更なる規模拡大や効率的かつ安定的な農業経営を行うための面的集積が課題となっている。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は、更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が増加することが予想される。

このため、担い手育成及び、各地区の「実質化された人・農地プラン」又は「地域計画」等に基づき、担い手となる経営体（中心経営体）への農地集積・集約を促進する。

(3) 関係機関及び関係団体との連携

市、市農業委員会、農地中間管理機構、市農協、土地改良区等の関係機関・団体が

連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、群馬県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本市の多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行等の特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本市は、農業経営基盤強化を促進する措置として、次に掲げる事業を行う。

- ① 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

これらの事業を、地域の特性を踏まえ、地域の実情に応じて実施するものとする。

1 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、市の広報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

参加者については、農業者、市、市農業委員、市農地利用最適化推進委員、市農協、農地中間管理機構の現地コーディネーター、土地改良区、県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農政課に設置する。農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

市は、地域計画の策定に当たって、県・市農業委員会・農地中間管理機構・市農協・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行う。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

なお、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況等から一の集落等を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることもやむを得ないものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

ア 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(ア) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

(イ) 農用地利用改善事業の実施区域

(ウ) 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

(エ) 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

(オ) 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(カ) その他必要な事項

イ 農用地利用規程においては、アに掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

ア (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。

イ 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

(ア) 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

(イ) 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

(ウ) (4)のアの(エ)に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

(エ) 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

ウ 市は、イの認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を公

告する。

エ アからウまでの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

ア (5)のアに規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下、「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど、農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下、「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

イ アの規定により定める農用地利用規程においては、(4)のアに掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

(ア) 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

(イ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

(ウ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

ウ 市は、イに規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)のアの認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)のイに掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)のアの認定をする。

(ア) イの(イ)に掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

(イ) 申請者の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

エ イで規定する事項が定められている農用地利用規程（以下、「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

ア (5)のイの認定を受けた団体（以下、「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う

認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

イ アの勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

ウ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

ア 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

イ 市は、(5)のアに規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、市農業委員会、中部農業事務所、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、市担い手協との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 農作業の受委託の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 市農協その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 市農協による農作業の受委託のあっせん等

市農協は、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

この基本構想は、平成7年2月28日から施行する。

附則

この基本構想は、平成12年9月21日から施行する。

附則

この基本構想は、平成18年8月24日から施行する。

附則

この基本構想は、平成21年3月23日から施行する。

附則

この基本構想は、平成22年4月15日から施行する。

附則

この基本構想は、平成23年12月21日から施行する。

附則

この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。

附則

この基本構想は、平成28年12月14日から施行する。

附則

この基本構想は、令和3年12月23日から施行する。

附則

この基本構想は、令和5年〇月〇〇日から施行する。

この通知の施行に伴い、改正前の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の規定に基づき実施している事業等に対する同構想の適用については、なお従前の例による。

